

国住生第 547 号
平成 30 年 1 月 15 日

登録住宅性能評価機関
住宅性能評価担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の改正に伴う
評価方法基準及び住宅型式性能認定制度の取扱いについて

今般、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 82 条第一号、第 82 条の 2、第 82 条の 3 第一号及び第 82 条の 6 第二号ロの規定に基づく保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件の一部を改正する件（平成 30 年国土交通省告示第 80 号。以下「改正告示」という。）が、平成 30 年 1 月 15 日に公布され、平成 31 年 1 月 15 日に施行されることになっている。

ついては、これに伴う住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 に規定される評価方法基準（以下「評価方法基準」という。）並びに第 31 条に規定される住宅型式性能認定（以下「型式認定」という。）及び第 33 条に規定される型式住宅部分等製造者の認証（以下「型式住宅部分等製造者の認証」という。）の運用について、下記のとおり通知する。

記

1. 改正後の告示第 594 号の適用

新築住宅においては、従来から、評価方法基準に引用されている建築基準関係規定の改正が行われた場合、当該改正内容を反映した評価方法基準は、当該改正の施行日以後に着工された住宅に対して適用されることとなっている。

従って、今般の保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件（平成 19 年国土交通省告示第 594 号。以下「告示第 594 号」という。）の改正についても、同様の扱いとなる。

なお、既存住宅においては、着工行為がないため、当該改正の施行日以後に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条に規定される建設住宅性能評価書が交付される物件に対して適用されることとなる。

2. 住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者の認証の取扱いについて

- (1) 改正告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に型式認定を受けた型式のうち、特定緩勾配屋根部分を有するものについては、施行日において当該型式認定が無効となるため、再度認定を受ける必要がある。したがって、施行日以後に着工した物件の設計住宅性能評価の申請がされた場合には、改正後の告示第 594 号の定めるところにより型式認定を受けた型式に基づき審査を行う必要があることに留意されたい。
- (2) 建設住宅性能評価書を取得する場合において、施行日前に設計住宅性能評価書が交付され、施行日以後に着工する場合であって、型式の仕様等の認定内容に変更がなく、型式及び型式住宅部分等製造者の認証の認定・認証番号のみが変更となる場合には、建設住宅性能評価の申請時に提出された設計評価申請添付図書に、改正後の告示第 594 号の定めるところにより型式認定を受けた型式認定書及び型式住宅部分等製造者の認証書並びに一般社団法人プレハブ建築協会が今後作成する予定である型式認定及び型式住宅部分等製造者の認証の再認定・認証番号一覧表等を追加することにより、変更設計住宅性能評価を行わないこととして差し支えない。

3. 準備行為

型式認定及び型式住宅部分等製造者の認証については、準備行為として、施行日前においても、改正後の告示第 594 号の定めるところにより型式認定を行うことができることとするとともに、当該認定を受けた型式について、施行日前であっても型式住宅部分等製造者の認証を行うことができることとする。この場合において、型式認定及び型式住宅部分等製造者の認証の効力は、いずれも施行日に生ずることとなるため留意されたい。

また、当該認定及び認証を行うに当たっては、当該認定及び認証の効力は施行日に生ずる旨を認定書及び認証書に記載するよう、登録住宅型式性能認定等機関あてに周知していることを申し添える。

なお、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 10 第 1 項の規定による型式適合認定及び第 68 条の 11 第 1 項の規定による型式部材等製造者の認証についても、改正に伴う準備行為として、改正告示附則第 2 項において、施行日前においても、改正後の告示第 594 号の定めるところにより、型式適合認定を行うことができることとするとともに、附則第 3 項においては、当該認定を受けた型式について、施行日前であっても型式部材等製造者の認証を行うことができることとしている。

以上